

最高人民法院、国家知識産権局による 知的財産権協同保護の強化に関する意見

公布日：2023-02-24

国知発保字〔2023〕3号

各省、自治区、直轄市の高級人民法院、知識産権局、解放軍軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院、新疆生産建設兵団知識産権局：

中国共産党の中国共産党第二十回党大会の精神を全面的に貫徹し、知的財産権保護の全面的な強化に関する中国共産党中央委員会の決定配置を深く実施させ、中国共産党中央、国務院が発行した「知的財産権強国建設要綱(2021-2035年)」、国務院が発行した「『十四五』国家知的財産権保護と運用計画」、中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁が発行した「知的財産権保護の強化に関する意見」を真剣に実行し、協力提携メカニズムを最適化し、協同保護力を強化し、司法機関と知的財産権管理部門の知的財産権保護事業における協力を深化させ、共同で知的財産権の「厳格な保護、強力な保護、迅速な保護、同等な保護」のメカニズムの構築を推進するために、ここに以下のような意見を提出する。

一、全体的な要求

習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導とし、習近平の法治思想を深く貫徹し、中国共産党の中国共産党第20回党大会の精神を全面的に貫徹し、習近平総書記による知的財産権保護の強化に関する一連の重要な指示精神と中国共産党中央委員会の決定配置を真剣に実行し、中国の特色ある知的財産権発展の道を堅持し、中国の近代化建設の全局における革新の核心的地位を堅持し、知的財産権保護を全面的に強化し、行政機関と司法機関の職責権限と管轄範囲を明確にし、知的財産権行政保護と司法保護の連結メカニズムを健全化し、力を合わせて革新駆動発展戦略を保障し、高水準な科学技術の自立自強の実現を加速し、市場化・法治化・国際化の経営環境を構築し、中国の特色ある、世界レベルの知的財産権強国の建設を推進し、社会主義近代化強国の全面的な完成に堅固な保障を提供する。

二、常態化した連絡メカニズムを構築する

(一) 連絡機関を明確にする。最高人民法院民事裁判第三庭、知的財産権法廷と国家知識産権局知的財産権保護司は協同保護を統一的に計画する日常連絡機関として、それぞれ1名の連絡係を確定し、日常的な業務連絡を担当させる。省級以下の人民法院、知的財産権管理部門は現地の実情に基づいて、相応の連絡メカニズムを構築し、

責任者を指定する。

(二) **協議メカニズムを構築する。**最高人民法院と国家知識産権局との知的財産権保護調整協議メカニズムを構築し、定期的に会議を組織し、業務上の必要に応じて人民検察院、公安機関などの関連部門を参加させ、重点的に知的財産権保護に存在する普遍的、傾向的な問題に対して調査を強化し、対策を提出し、会議の議事録作成、文書への共同署名、指導意見の共同発行などの形式で共通認識を確認し、責任者が責任を持って実行する。省級以下の人民法院、知的財産権管理部門は日常業務の中で積極的に連絡手段と方式を増やし、常態化、多様化した協議・コミュニケーションメカニズムを構築し、関連業務を共同で研究実行しなければならない。

(三) **情報共有を強化する。**知的財産権の行政による権利付与・権利確定と司法裁判に関する情報交流メカニズムの構築を推進し、知的財産権行政法執行と司法裁判における新しい課題、新しい状況に対して意思疎通を強化し、法執行司法レベルを高める。最高人民法院と国家知識産権局との既存の専用ルートを健全化・完備させ、行政および司法業務間の連携とデータ共有を促進する。知的財産権民事一審事件の判決結果服従率（控訴しなかった割合）、知的財産権行政案件の一二審維持率、馳名商標認定記録などの指標統計情報の共有を重点的に強化し、知的財産権の行政による権利付与・権利確定と関連司法裁判業務の効率を高める。法院システムで特許司法審査監視プラットフォームの使用を普及させ、特許財産保全業務をしっかりと行う。

三、業務連携を強化する

(四) **協同保護に関する法律政策の改善を推進する。**知的財産権保護関連法律法規と司法解釈の制定・改正過程において、十分に意見交換を行う。知的財産権事件の裁判規則に符合する訴訟規範の整備を推進し、知的財産権侵害紛争の行政裁決制度を健全化する。特許権評価報告の侵害訴訟における使用メカニズムを整備する。データ知的財産権保護関連制度の研究を統一的に推進し、データ要素権益保護制度の健全化およびデータ基礎制度体系の構築を推進する。

(五) **行政基準と司法基準との統一を促進する。**特許、商標の権利付与・権利確定の基準、司法と行政法執行の証拠基準のフィードバックコミュニケーションメカニズムを確立し、法に基づく行政への支援・監督という司法の機能を発揮させ、薬品特許紛争の早期解決メカニズムを含む行政裁決基準と司法審判基準の調整統一を促進する。知的財産権の行政法執行と刑事司法の立件基準の連携を推進し、健全なる知的財産権の大保護構造を共に構築する。

(六) **協同保護の推進を指導する。**知的財産権管理部門と人民法院との連携・協力を強化し、特許侵害紛争の行政裁決における強制執行の申請に関する業務の有効な実施を推進する。知的財産権侵害民事訴訟と関連権利付与・権利確定の行政手続きの協

調審理を加速させ、できるだけ早く権利状態を安定させ、権利保護効率を高める。重大な特許侵害紛争に関連する行政訴訟事件の迅速な処理を推進する。知的財産権紛争訴訟前の調停経験を十分に総括・普及させ、「総対総」オンライン訴訟調停ドッキングメカニズムを深め、オンライン・オフラインの調停と訴訟のドッキングルートが常にスムーズに行われるよう絶えずにケアをし、更に知的財産権紛争調停情報の相互接続を完備させ、当事者の申請に基づく知的財産権紛争行政調停協議司法確認制度を追及し、中国の特色ある多元化知的財産権紛争解決メカニズムの構築を推進する。悪意のある商標登録、非正常特許出願、及び悪意のある訴訟の発見、審査と規制を共同で強化し、知的財産権分野における深刻な違法・信用失墜事件の通報メカニズムの構築を推進し、共同懲戒を模索し、信義誠実な社会環境を構築する。共同で地方の知的財産権の迅速な協同保護関連業務の推進を指導し、各級人民法院と地方知的財産権保護センターや早期権利保護センターとの業務交流を強化し、知的財産権保護センターの審理庁の資源を共有し、協同保護の品質と効率を高める。

(七) 専門技術の支援を強化する。各級人民法院、知的財産権管理部門は、双方がすでに構築した専門家諮問データベースと技術調査人材データベースを十分に活用し、地域を跨ぐ資源共有を強化し、知的財産権行政保護と司法保護における専門技術問題の認定経路の科学化、統一化を推進しなければならない。知的財産権の基礎情報の伝達利用を共同で強化し、核心分野、重点産業をめぐって、知的財産権特別テーマのデータベースの建設を奨励し、経済社会の革新発展を促進する。知的財産権鑑定機構の専門化、規範化建設を共同で推進し、知的財産権行政管理部門は知的財産権鑑定基準を徹底した鑑定機構のリストをデータベースに登録・公開し、人民法院の選択・使用に供し、知的財産権鑑定機構の従事状況に対するフィードバックメカニズムを構築し、正確かつ効率的な技術事実の認定を促進し、社会公衆の権利保護コストを下げる。

(八) 重点業務の検討を強化する。知的財産権保護マクロ戦略の研究を共同で強化し、核心分野、重点業界の知的財産権行政保護と司法保護に存在する重大な困難と最先端の問題をめぐって共同調査を実施する。重大な理論課題の立案、研究と成果転化などの方面での協力を強化する。国家知的財産権戦略実施研究基地と人民法院知的財産権司法保護調査基地、理論研究基地を十分に頼りにし、業務の中核、専門家学者を組織して意見交流を行い、法律政策の完備を共同で推進する。

(九) 地域を跨ぐ連携・共同建設を推進する。最高人民法院、国家知識産権局は、各級人民法院、知的財産権管理部門に対する指導と督促を強化し、国家が制定した地域発展戦略計画をめぐって重点地区(環渤海経済圏、長江デルタ地帯、珠江デルタ地帯/汎珠江デルタ地帯、成都・重慶、海西、粵港澳大湾区など)の人民法院と知的財産権管理部門の健全な協力メカニズムを共同で構築し、知的財産権の総合保護システム

を完備する。国家知的財産権保護モデル区の建設を加速し、知的財産権保護レベルの全体的な向上をリードする。

(十) 世界の知的財産権ガバナンスに深く関与する。最高人民法院と国家知識産権局は国際協力の中で緊密に協力し、知的財産権保護分野の国際発展の傾向と問題を共同でクローズアップ・研究し、知的財産権保護に関する国際規則と基準の制定を推進・健全化する。知的財産権保護に関する国際交渉におけるコミュニケーションを強化し、中国の知的財産権の利益を確実に保障する。中国の知的財産権保護の優秀な経験と事例を積極的に共有し、発展途上国の知的財産権保護能力の構築を共同で支援する。涉外知的財産権保護協力を共同で強化し、世界でも一流の経営環境を構築し、中国企業の「海外進出」を助力する。

四、業務保障を強化する

(十一) 人材交流と育成を強化する。最高人民法院と国家知識産権局がすでに持っている関連経験を総括し、人材交流メカニズムを更に改善する。各級人民法院と知的財産権管理部門は双方の業務の深い協力を促進するために、業務上の必要に応じて、総合的素質が高く、専門能力の高い幹部らを交流学习のために派遣しあうことができる。人民法院知的財産権人材資源状況調査の実施を模索する。共同で教科書を作成し、人材育成交流を共同で実施すること、職員を先方が企画した研修に派遣し参加させること、先方の専門家を招いて授業を行うこと、知的財産権分野の調停員の業務研修を共同で実施することなどで、確実に業務能力を高め、知的財産権の総合保護レベルを向上させる。

(十二) 評価・指導を強化する。最高人民法院と国家知識産権局はそれぞれ各級の人民法院、知的財産権管理部門に定期的な情報伝達メカニズムを構築するよう指導し、定期的に保護業務の効果に対して評価・モニタリングを行い、典型的な経験と方法をまとめ・普及させる。最高人民法院と国家知識産権局は定期的に人民法院、知的財産権管理部門における知的財産権保護に際立った貢献をした団体と個人への表彰奨励を行う。

(十三) 宣伝・指導を強化する。各級人民法院と知的財産権管理部門は知的財産権保護の宣伝を強化し、宣伝方式を革新し、宣伝のハイライトを探し、宣伝ルートを拡大し、記者会見の開催や白書・代表的事例の発表などの方式を採用して、知的財産権行政と司法の総合保護効果を宣伝し、「革新尊重、知的財産権保護」という良好な社会の雰囲気を作り、中国の知的財産権保護の決意と効果を明示しなければならない。

最高人民法院 国家知識産権局

2023年2月20日

出所：国家知識産権局公式サイト 2023年2月20日付

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/2/24/art_75_182287.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。